役員の報酬等及び 費用に関する規定

特定非営利活動法人 いわて連携復興センター

# 役員の報酬等及び費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人いわて連携復興センター(以下「本法人」という。)の役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
  - (2) 常勤の理事とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。 常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。
  - (3) 常勤の監事とは、監事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。 常勤でない監事とは、それ以外の監事をいう。
  - (4) 報酬等とは、その名称のいかんを問わず、報酬、賞与その他の職務遂行の 対価として受ける財産上の利益であって、また、費用とは明確に区別される ものとする。
  - (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等 の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

#### (報酬等の額)

- 第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当 たり360万円を超えない範囲で、理事会において定める。
  - 2 常勤でない理事に対しては、理事会又は総会等に出席の都度、日額3万円を上限 として報酬等を支給する。ただし、常勤でない理事に対して各事業年度に支給する 報酬等の総額は、100万円を超えないものとする。
  - 3 常勤の監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり100万円を超えない範囲で、監事の協議によって定める。
  - 4 常勤でない監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1 名当たり60万円を超えない範囲で、監事の協議によって定める。
  - 5 代表理事を除く理事、監事に対して、講師謝金等及び執筆謝金等を支給する場合 には、別表の基準に基づき支給する。

#### (賞与、退職慰労金等)

第4条 本法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に退職慰労金の支給は行わない。

#### (報酬等の支払方法)

- 第5条 常勤の役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を12で除した金額(ただし、計算の結果、1,000円末満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。)を毎月10日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。
  - 2 常勤でない理事及び監事に対する報酬等は、都度遅滞なく支払うものとする。

### (費用)

第6条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改 定)

第7条 この規程の改定は、総会の決議により行うものとする。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

## 附 則

1 この規程は令和2年3月1日から施行する。

## <別表>

講師謝金等	1時間あたり	10,000 円以内
執筆謝金等	400 字あたり	2,000 円以内